

令和7年度 第1回 生活保護適正化連絡会議 議事要旨

1 日 時

令和7年9月2日（火） 13時30分～14時30分

2 場 所

大阪市役所5階 特別会議室（Microsoft TeamsによるWeb会議併用）

3 出席者

（大阪市役所5階 特別会議室）

委 員 山本副市長

総務局人事部長（代理出席）

財政局長

健康局長

福祉局長

福祉局理事

福祉局生活困窮者自立支援室長

幹 事 総務局人事課長

総務局組織担当課長

財政局財務課長

健康局総務課長

福祉局生活困窮者支援担当課長

福祉局保護課長

福祉局生活保護調査担当課長

（Microsoft TeamsによるWeb会議）

委 員 福島区長

大正区保健福祉センター所長

浪速区保健福祉センター所長

西淀川区保健福祉センター所長

城東区保健福祉センター所長

鶴見区保健福祉センター所長

幹 事 福島区役所生活支援担当課長
大正区役所生活支援担当課長
浪速区役所生活支援課長代理（代理出席）
西淀川区役所生活支援担当課長
城東区役所生活支援担当課長
鶴見区役所生活支援課長

（事務局）

福祉局生活保護適正化担当課長代理、福祉局保護課担当係長 1 名、係員 1 名

4 議 題

- (1) 生活保護実施体制にかかる職員の任用資格について
- (2) ケースワークにかかる新たな課題について
- (3) 生活保護 DX について～照会作業の電子化～

5 会議要旨

- (1) 生活保護実施体制にかかる職員の任用資格について

【資料：議題（1）に沿って福祉局保護課長から説明】

（主な意見・質疑等）

（副市長）

- ・昨年度の段階で資格を持っていない職員の配置が、複数人存在する区もあったが、各区長の努力や総務局等の協力の結果、資格保有している職員の配置が 100%を達成できたことに感謝している。

今後は、現状を維持することが重要であると考えている。

やむを得ず資格のない職員を配置した場合、社会福祉主事任用資格を取得するための研修を受講してもらう必要があるが、まずは資格のある職員を配置することを基本としてもらいたい。

また、方針の中にも記載されているが充足率 100%を維持するために、ケースワーカーとして直接業務に従事していない職員（経理担当者等）にも研修を受講してもらい、裾野を広げるよう取り組んでももらいたい。

（福島区長）

- ・有資格者充足率について区長会議、福祉健康部会、適正化連絡会議で報告されていたが、今後も適正化連絡会議で状況の確認等を行う予定となっているのか。

→本件については、平成 30 年の大阪市公正職務審査委員会からの勧告を受け、充足率向上計画に基づく段階的な配置について当会において協議し、進捗状況等について報告してきたが、計画最終年度に充足率 100%を達成したことにより、会議に諮る

案件としては、一定区切りがついたものと考えている。

今後の取り扱いとしては総務局とも連携しながら、有資格者の配置状況について継続的に確認するとともに、その状況について区長会議等において報告したいと考えている。

(2) ケースワークに関わる新たな課題について

【資料：議題（2）に沿って福祉局保護課長から説明】

(主な意見・質疑等)

(福島区長)

- ・生活保護のDX化の手法としてAIの利用について説明があったが、具体的にどのような形で進めていくのか？

→生活保護業務においては、国が定める実施要領や関連通知などに基づいて業務を実施しているが、経験の浅いケースワーカーの場合、根拠となる資料等を探し出すために時間を要してしまう状況にある。

分からないことを瞬時に検索し関連する事項を提示するAI支援ツールが、民間の会社から提供されており、他都市においても導入実績があり、業務の効率化などに役立っていると聞いているので、他都市の事例も参考に、業務支援に資する取り組みを検討していきたいと考えている。

(3) 生活保護DXについて～照会作業の電子化～

【資料：議題（3）に沿って福祉局保護課長から説明】

(主な意見・質疑等)

(福島区長)

- ・昨年度より生活保護のDX化を進めると言われていたことが具体化され、これにより、現場の負担が軽減され、未収債権の縮減にも繋がると考えるが、どれぐらいの金融機関で預貯金照会が電子化される見込みとなっているのか。

→現在、4大銀行及びゆうちょ銀行を含め、8割以上の金融機関がオンライン照会に対応していると聞いている。今後に対応する金融機関が増えていく見込みとなっており、将来的には全体の9割程度の金融機関においてオンライン照会ができると見込まれている。

(副市長)

- ・オンライン照会について、いつから実施するのか。

→現在、福祉局で行っている滞納処分に関しては、令和7年10月からの運用を目指して準備を進めている。

各区における導入は、業務システムの改修等を行う必要があるため、改修にかかる期間次第ではあるが、令和8年度の第4四半期を目途に運用開始を予定してい

る。

- ・他都市でも取り組んでいるところはあるのか。

→他都市でも取り組んでいるところはある。

(財政局)

- ・照会の電子化は、債権回収対策会議でも議論があったが市税ではすでに運用するなど未収債権の減少に効果的な取組と考えているので、生活保護業務においても積極的に進めてほしい。

生活保護は、基本的に申請から14日以内の決定が必要になるのか。

→そのとおりである。

(財政局)

- ・照会してから回答までに1~2ヶ月程度必要になると、生活保護の決定後に返還という事例が自然と発生することになるため、オンライン化を進めてほしいと考えている。

今までオンライン化をしていなかった理由は何か。

→今まで検討を進めてきたなかで、昨年、一昨年の段階では、オンライン照会が可能な金融機関が限られていた。

滞納処分を行う場合、本人が持っている口座を調べることが多くなると思うが、生活保護の場合、本人から所有している口座について申告を受け、申告のあった口座以外に所有していないかを、網羅的に調査することが必要となる。このため、ある一定数以上の金融機関に対して調査をしなければ効果を出すことが難しいため、オンライン照会が可能となる金融機関数がそろった今、具体的な検討段階に入ったと考えている。

(副市長)

- ・全体の資産を把握する必要があるためなのか。

→そのとおりである。

- ・オンライン照会できない金融機関については、今までどおり郵送による29条調査を行う必要があるのか。

→そのとおりである。

債権は各区のものだが、滞納処分にかかる調査は保護課で集約し業務として取り扱っている。

今後、どの程度の金融機関が対応できるのか、どのようにすれば紙と併用になっても、効率よく業務が回っていくかなど、まずは滞納処分の業務で利用し、各区に導入する前に、いろいろとオペレーションを試し、利用しやすい形にして進めていきたいと考えている。

(財政局)

- ・資格の件について、社会福祉主事任用資格は、国家資格ではなく、事務系の大学で法律等の単位を取得すれば卒業証書によって、その資格を有することになると認識している。

ケースワーカーと査察指導員トータルで 976 人職務についているが、全員が福祉職というわけではないとの理解で良いか。

→そのとおりである。

- ・そうすると、大学で法律や経済について勉強した結果、福祉のことを全く知らなくても社会福祉主事任用資格を有することができる。

生活保護業務において、資料 4 ページに記載の事例のような難しいケースに対して、ケースワーカーはどのようなアドバイス等の支援を行うのか。

生活保護実施体制にかかる職員の任用資格の充足率が 100%になったことで、実際の現場でしっかり指導や支援が行えるのか。

(副市長)

- ・事例の認知症と統合失調症の方による 2 人世帯への対応は、ケースワーカーだけでなく地域包括支援センターの担当者にとっても非常に困難な業務と言える。

結局、ケースワーカーだけが何かをするというのではなく、いろいろな関係機関との繋ぎを上手く回していく必要があるということではないのか。

→生活保護の制度としては、経済的な困窮に対して保護費や現物を支給している。

ただ最低生活を守っていくためには、単に経済面だけではなく、日々の生活に関するところが必要ということになるため、関わっているケースワーカーが被保護者に対して説明や説得を行い、地域包括支援センターや介護の事業所等、関係機関との連携を円滑に行うことがケースワーカーのミッションであると認識している。

実際、様々な支援を導入しながら、世帯全体を支えるという取り組みの中でケースワーカーは、協力してくれる関係機関の調整を行うことが、大きな役割である。

単に資格があるだけでできるのかということではなく、いわゆる 3 科目主事等であった場合、心理学やその他、学業中の知識や経験がベースとしてはあって、ケースワークの実務を通して少しずつスキルを身につけていくと理解している。

→次に、資格があってもどんな支援をするのかという質問について、基本的にケースワーカーは社会調査を行い、対象世帯の実情を把握することが支援の第一歩となるため、家庭訪問を実施する。

調査をした中身について、上司である査察指導員や関係機関と連携をしながら、対象世帯に対してどのような支援を行うのか検討し、次のステップに繋げる。

まず対象世帯と信頼関係を築き、話を聴くことが必要となる。

対象世帯がどういう状態なのか把握した上で、上司や関係機関と連携し、支援を進

めていくことになる。

今回、説明した世帯について、非常に典型的な事例となるが、ケースワーカーだけで解決できる問題ではなく、専門的な知識を有する様々な関係機関と連携して支援を行っていく必要がある。

そのためにも家の中で起きている問題等を把握し、的確に伝えることができることが非常に大事なこととなる。

(総務局)

- ・社会福祉主事任用資格について、かつては法学部や経済学部を卒業していれば、ほとんどの方がいわゆる3科目主事に該当していたが、現在、制度が改正されたため必ずしも法学部や経済学部を卒業していれば、資格が取れるわけではなくなっている。その点において職員の配置に関しては苦慮しているところである。
また、福祉職の採用を全体の中で増やしていく中で、あらかじめ専門知識を持っている方を採用しケースワーカーの現場に配置するよう取り組んでいる。

(副市長)

- ・社会福祉主事任用資格の研修はどれくらいの期間で行われているのか。
→1年間の通信課程となっている。
1年間4クールで、各クール3科目から4科目を自宅学習し、課題を提出し、合格する必要がある。
また年に1回、2泊3日のスクーリングに参加し、グループワークなどを通して実践的な研修を受けることになっている。
すべての提出物及び最終テストに合格した人が資格を取れる研修となっている。